

CU東京三多摩協議会規約

第1条（名称）

この組合はコミュニティーユニオン東京三多摩協議会（略称「CU東京三多摩」と呼ぶ）という。

第2条（所在地）

この組合は、国分寺市光町1-40-12北多摩西教職員組合内に事務所を置く。

第3条（目的）

この組合は、組合員の労働条件の改善と暮らし支援、組合員とすべての労働者の経済的・社会的地位の向上を目指す。

第4条（事業）

この組合は前条の目的達成するために、次の事業を行う。

- 1、組合員の労働条件の維持・改善・暮らしの支援に関すること。
- 2、組合員の共済および福利増進と文化・スポーツ・教育の推進に関すること。
- 3、組合員の労働協約の締結・改定、争議支援の関すること。
- 4、未組織労働者の組織化に関すること。
- 5、その他、目的達成に必要なこと。

第5条（組織の構成と組合員）

この組合は、コミュニティーユニオン東京（略称CU東京）の組合員とその三多摩における支部で構成する。

第6条（機関）

この組合の機関は、大会と執行委員会とする。

第7条（大会）

- 1、大会は、この組合の最高決議機関であり、代議員と役員で構成する。
- 2、大会は、毎年開催する。
- 3、大会は、代議員の過半数の出席で成立する。

第8条（執行委員会）

執行委員会は大会とCU東京の方針に基づき組合業務を行う。

9条（役員）

この組合は、次の役員を置く。

委員長、副委員長、書記長、書記次長、執行委員、会計監査、相談役

10条（役員を選出と任期）

役員は民主的に選出する。役員任期は大会から大会までとし、再任を妨げな

い。

第11条（組合費、財政）

組合費はCU東京の規定による。組合の財政は、組合費、協力団体などの寄付、事業収入、その他でまかなう。

第12条

この規約によらない事項はCU東京の規約・規定による。

第13条（規約の改廃）

この規約の改廃は大会で行う。

附則

この規約は2015年2月20日より施行する。